

回覧

洗馬駐在所だより

発行 洗馬駐在所 古幡 大
☎54-2067
塩尻警察署 ☎54-0110

犯罪被害者週間について

11月25日（火）～12月1日（月）

犯罪による被害は、心や体が傷つけられるだけでなく、犯罪被害者やその御家族は、被害を受けた後も様々な困難に直面し苦しめられています。

皆様の一人一人が、犯罪被害者の置かれた状況を理解し、その立場になって考え、再び平穏な生活を営むことができるよう支援の手を差し伸べることが求められています。

被害にあわれた方への接し方



普段であれば何でもない言葉が、犯罪の被害にあわれた方やその御家族に苦痛を与える場合があります。

「頑張って」という言葉も、苦しみの中にいる被害者等にとっては「これ以上何を頑張ればいいのか」と感じられ、「私の気持ちは誰にもわかってもらえない」と傷ついてしまうことがあります。

もし、身近に被害にあわれた方がいたら、寄り添い、共に歩む気持ちで言葉をかけてください。また、「特別な対応」よりも「人として自然な心遣い」をする気持ちで接してください。

警察における被害者支援制度

犯罪被害給付制度

各種公費支出制度

カウンセリング支援制度

指定被害者支援要員制度

被害者連絡制度



児童虐待から子供を守りましょう

「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、次のような行為をすることを言います。

身体的虐待

性的虐待

怠慢または拒否（ネグレクト）

心理的虐待

児童虐待の早期通報のお願い

児童虐待から子供を守るには早期発見・通報が必要です。

児童虐待かもしれないと感じたら、塩尻警察署または洗馬駐在所まで迷わず通報してください。

○緊急の場合…110番

○塩尻警察署…54-0110

○洗馬駐在所…54-2067

○ヤングテレホン…026-232-4970



★★「電話でお金詐欺」の被害に遭わないために★★

①留守番電話やナンバーディスプレイを活用し、不審な電話には出ない

②「おかしいな」と思ったら、すぐに家族や警察に相談する

③特殊詐欺対策サービスや防犯機能付電話機等の設置、国際電話不取扱いの申込み等、電話対策を行う